

新型コロナウイルス感染症対策
三朝町温泉配湯及び上下水道使用料金徴収猶予申請書

令和2年 月 日

三朝町長様
三朝町水道事業管理者様

住所
申請者
氏名
印

温泉配湯使用料金、上下水道料金の徴収猶予を受けたいので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6第1項第3号及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定により申請します。

また、事業所としての経営有無について、建設水道課職員が町民課に照会することに同意します。

メーター設置場所	東伯郡三朝町大字				番地先			
メーター種類 (該当種類に✓) お客様番号又は 給水番号 記入	① <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 水道 No.	② <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 水道 No.	③ <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 水道 No.	④ <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 水道 No.	⑤ <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 水道 No.	⑥ <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 水道 No.	⑦ <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 水道 No.	⑧ <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 水道 No.
	⑨ <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 水道 No.	⑩ <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 水道 No.	⑪ <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 水道 No.	⑫ <input type="checkbox"/> 温泉 <input type="checkbox"/> 水道 No.	使用用途 (該当用途に✓) <input type="checkbox"/> 事業所専用 <input type="checkbox"/> 事業所自宅兼用 <input type="checkbox"/> 観光施設 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	希望徴収猶予月 (任意の3ヶ月) 月から 月まで			希望猶予期間 (最長12月まで)		令和2年 月まで		

注) 別紙債務承認書兼納付誓約書兼同意書及び徴収猶予添付資料の提出も必要です。

事務処理欄

確認年月日	令和2年 月 日	添付書類確認 収入減少率	有 ・ 無 %
確認者	三朝町建設水道課 職名	氏名	印
猶予判断	<input type="checkbox"/> 猶予する	<input type="checkbox"/> 一部猶予 理由	<input type="checkbox"/> 猶予しない

決 裁	町長	副町長	関係課長	担当課長	課長補佐	課 員

(注) 事務処理欄は記入しないでください。

**新型コロナウイルス感染症対策
三朝町温泉配湯及び上下水道 徴収猶予使用料金
債務承認書兼納付誓約書兼同意書**

令和 2 年 月 日

三 朝 町 長 様
三朝町水道事業管理者 様

住所
申請者
氏名
印

新型コロナウイルス感染症対策 三朝町温泉配湯及び上下水道使用料金徴収猶予申請により徴収猶予を受けた温泉配湯及び上下水道使用料金については、下記のとおり必ず納めることを誓約します。

毎月及び最終月の納入金額は、下記の計算方法による金額を支払います。

なお、本誓約書に違反して納入不履行となったときは、予告なく給水停止の処分を受けても異議申立てを行いません。

また、町が行う法的措置に必要な個人情報の調査（就労先調査・不動産調査・自動車及び単車所有調査・町税引落調査）を建設水道課職員が行うことに同意します。

令和 2 年	月請求分							
	納入開始月	令和	年	月	最終納入月 (最長令和 3 年 3 月)	令和	年	月
令和 2 年	月請求分							
	納入開始月	令和	年	月	最終納入月 (最長令和 3 年 3 月)	令和	年	月
令和 2 年	月請求分							
	納入開始月	令和	年	月	最終納入月 (最長令和 3 年 3 月)	令和	年	月

毎月及び最終月の納入金額の計算方法

毎月の納入金額は、徴収猶予された連続する 3 ケ月の使用料金（消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額（以下「消費税」という。）を除く。）を納入月数で除して算定した使用料金（100 円未満切捨）に消費税を乗じて計算した金額を支払う。

最終納入金額は、徴収猶予された連続する 3 ケ月の使用料金（消費税含む）から毎月の納入金額に最終日を除いた納入月数を乗じた金額を差し引いた金額を支払う。

例) 5・6・7 月の使用料金 110,000 円（消費税込み）
納入開始月を令和 3 年 1 月、最終納入月を令和 3 年 3 月とした場合

支払い回数 3 回

毎月納入金額 100,000 円(消費税抜き) ÷ 3 回 = 33,333 ≒ 33,300 × 1.10 = 36,630 円

最終納入金額 110,000 円(消費税込み) - (36,630 円 × 2 回) = 36,740 円